

子育てを応援する児童福祉制度・手当

児童扶養手当

離婚などで、ひとり親になっているかた、あるいは親にかわって子どもを養育しているかたに対して、子どものすこやかな成長を願って支給される手当です。

●児童扶養手当を受給できるかた

18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がいの状態にある場合も含む）の父母または養育者

※次の場合は、対象になりません。

- ・養育者の所得が一定額以上の場合
- ・養育者、対象児童が公的な年金を受けることができる場合
- ・対象児童が、児童福祉施設などに入所している場合など

●支給内容

4月、8月、12月の3期に分けて支給します。（月額）

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	41,550円	41,540～ 9,810円
2人目	5,000円を加算	
3人目以降	3,000円を加算	

※平成23年4月から減額改定

●所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

●平成20年4月以降の児童扶養手当について

平成20年4月から、手当を受けてから5年以上を経過したかた（8歳未満の児童を監護するかたを除く）は、就労などの実績がない場合、手当額が2分の1に減額されることとなりました。該当するかたに届書を送付しますので忘れずに提出してください。

※次の場合は、減額対象になりません。

- ・あなたが働いているか、求職活動をしている場合
- ・あなたが身体上または精神上の障がいがある場合
- ・あなたが病気やケガで働くことができない場合
- ・あなたが子どもや親族を介護しなければならないため働くことができない場合

●現況届の提出をお忘れなく

手当を受給しているかたは、毎年8月中に現況届の提出が必要になります。

現況届の提出がないと、8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに提出ください。



特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。

●特別児童扶養手当を受給できるかた

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している父母または養育者。

※次の場合は、対象になりません。

- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ・養育者の所得が一定額以上の場合など

●支給内容

4月、8月、11月の3期に分けて支給します。

障害等級	1級	2級
手当の月額	50,550円	33,670円

※平成23年4月から減額改定

●所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限	配偶者・扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）の所得制限
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

●所得状況届の提出をお忘れなく

手当を受給しているかたは、毎年8月11日から9月10日までの間に、所得状況届の提出が必要になります。

所得状況届の提出がないと、8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに提出ください。

詳しい手続き・ご相談は、健康福祉課子育て支援係（☎86-0212）にお問い合わせください。